

# 2025 年度北日本看護学会

## 総会資料

日時：2025 年 8 月 23 日（土）

# 議 題

## I 報告事項

- 1 評議員会・理事会報告……………資料 1 (p.2-3)
- 2 庶務報告……………資料 2 (p.4)
- 3 編集委員会報告……………資料 3 (p.5)
- 4 その他

## II 審議事項

- 1 会計報告および会計監査報告 …………… 資料 4 (p6-7)
- 2 2025 年度事業計画案…………… 資料 5 (p.8)
- 3 2025 年度研究奨励金交付について…………… 資料 6 (p.9)
- 4 北日本看護学会研究奨励委員会規程の改正について… 資料 7 (p.10)
- 5 2026 年度奨励研究募集要項について…………… 資料 8 (p.11)
- 6 北日本看護学会会則変更について…………… 資料 9 (p.12)
- 7 2025 年度会計予算案…………… 資料 10 (p.13)
- 8 その他

## 評議員会・理事会報告

### ●2024年度 第1回評議員会・理事会

日 時：2024年8月6日（火）16：30～18：00

方 法：ZOOM ミーティングによる WEB 会議

出席者：22名

報告事項：

1. 評議員会・理事会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 第25回学術集会
2. 会計報告および会計監査報告
3. 2024年度事業計画案
4. 2024年度予算案
5. 評議員・理事・監事の選出

### ●2024年度 第2回評議員会・理事会

日 時：2024年8月22日（金）

方 法：メール持ち回り

審議事項：

1. 第25回学術集会について

### ●2024年度 第3回評議員会・理事会

日 時：2024年11月7日（木）

方 法：メール持ち回り

報告事項

1. 事務局業務委託システム導入の進捗について

審議事項：

1. 第25回学術集会の一般演題登録について
2. 入会申し込みの変更に関する学会誌への記載について

●2024年度 第4回評議員会・理事会

日 時：2025年2月20日（木）13：30～14：30

方 法：ZOOM ミーティングによる WEB 会議

出席者：14名

報告事項：

1. 第25回北日本看護学会学術集会について
2. EBSCO との契約について
3. オンライン投稿システム EM の費用について
4. 会員管理システム導入の進捗状況について

審議事項：

1. 役員・事務局の役割について
2. 学術集会申し合わせ事項の変更について
3. 第26回北日本看護学会学術集会について
4. 事務局員の契約内容について

●2025年度 第1回評議員会・理事会

日 時：2025年8月5日（火）16：00～17：00

方 法：ZOOM ミーティングによる WEB 会議

出席者：15名

報告事項：

1. 評議員会・理事会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 会計報告および会計監査報告
2. 2025年度事業計画案
3. 研究奨励委員会規定の改正および2026年度奨励研究募集要項案
4. 北日本看護学会会則変更について
5. 2025年度予算案
6. 第27回北日本看護学会学術集会について
7. その他

## 庶務報告

### 1. 組織について

#### 1) 会員数

2025年4月1日現在 219名（正会員：219名、学生会員：0名、賛助会員：0名）

2024年度 新入会：16名、退会：25名（うち会費滞納による資格喪失11名）

2025年7月31日現在 250名（正会員：250名、学生会員：0名、賛助会員：0名）

2025年度 新入会：35名、退会：4名

#### 2) 会員数の動向（直近10年分 各年度4月1日現在）

年度	会員数（名）	年度	会員数（名）
2025	219	2020	427
2024	228	2019	488
2023	235	2018	405
2022	259	2017	360
2021	301	2016	358

### 2. 事業について

#### 1) 北日本看護学会学術集会

2024年度は開催見送り

#### 2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

#### 3) 北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金公募

2024年度 5名に交付

### 3. 運営に関する会議

#### 1) 総会

2024年度北日本看護学会総会

会期：2024年8月6日（火）

方法：ZOOMミーティングによるWEB会議

出席会員，委任状により成立

#### 2) 評議員会・理事会

評議員会・理事会報告に譲る

## 編集委員会報告

### 1. 学会誌編集状況

- 1) 2024年4月から2025年3月までの論文の投稿・査読状況  
新規投稿論文 9編  
審査済み8編中、採択7編、不採択1編（2025年8月5日現在）
- 2) 入会申し込み手続きについての変更  
会員情報管理システムの導入に合わせ、手続きの説明から「郵送申し込み」の説明を除いた。

### 2. 「北日本看護学会誌」の発刊

- 1) 27巻1号（2024年9月1日発刊）  
掲載論文1編（原著1編）
- 2) 27巻2号（2025年2月1日発刊）  
掲載論文5編（原著3編、研究報告2編）

### 3. 編集委員会の開催

- 1) 2024年11月
  - (1) 学会誌27巻2号の編集状況の確認
  - (2) 第25回学術集会の企画案の検討
- 2) 2025年3月
  - (1) 活動スケジュールの確認
  - (2) 論文投稿状況の確認と査読者の検討
  - (3) 第25回学術集会の企画案の検討

## 2024年度会計決算（案）

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

## 【収入の部】

項目	2024年度予算	2024年度決算	備考
1. 年会費	1,040,000	1,055,000	
(正会員)	1,040,000	1,055,000	211名
(学生会員)	0	0	
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	26,000	32,000	16名
3. 繰越金	5,641,832	5,641,832	
4. その他	100,000	115,371	
		15,000	間違い入金
		6,314	メテオ
		5,000	日本看護協会看護研修学校資金
		440	科学技術振興機構
		61,097	学術著作権協会
		24,000	別刷代金
		1,760	科学技術振興会
		1,760	医学中央雑誌
合計	6,807,832	6,844,203	

## 【支出の部】

項目	2024年度予算	2024年度決算	備考
1. 学術集会補助金	0	1,000,000	
2. 研究奨励金	510,000	500,825	
3. 印刷費	800,000	371,547	
4. 通信費	30,000	10,148	
5. 郵送費	80,000	2,335	
6. 事務局運営費	100,000	38,869	
(備品費)	(50,000)	0	
(事務用品費)	(50,000)	38,869	
(評議員改選費)	0	0	
7. 事業費	680,000	192,555	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	(180,000)	0	
(編集委員会)	(500,000)	192,555	EM利用代金を含む
(研究奨励会委員会)	0	0	
8. 人件費	300,000	344,200	
(事務作業委託費)	(180,000)	120,000	
(臨時雇用)	(100,000)	224,200	
(旅費等)	20000	0	
9. 渉外	100,000	80,000	
10. 予備費	4,100,000	206,541	HPサーバー変更、システム導入費
11. その他	107,832	0	
小計	6,807,832	2,747,020	
繰越金	0	4,097,183	
特別会計	0	0	
合計	6,807,832	6,844,203	

会計監査報告

2024年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書つづりおよび郵便貯金通帳を照合した結果、適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

2025年 4月 16日

監事 城丸 瑞恵



2025年 4月 22日

監事 小林 淳子



## 2025 年度事業計画（案）

### 1. 北日本看護学会学術集会の開催

#### 1) 第25回北日本看護学会学術集会

会期：2025年8月23日（土）・24日（日）

会場：山形大学医学部飯田キャンパス

会長：古瀬みどり（山形大学大学院医学系研究科看護学専攻 教授）

テーマ：生・死・喪失を共に受け止め支えあうコミュニティをつくろう

### 2. 北日本看護学会誌の発刊（2回）

#### 1) 28 卷 1 号（2025 年 9 月 1 日発刊）

#### 2) 28 卷 2 号（2026 年 2 月 1 日発刊）

### 3. 研究奨励事業の実施

#### 1) 2025 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金について（資料 6）

#### 2) 北日本看護学会研究奨励委員会規定の改正について（資料 7）

#### 3) 2026 年度奨励研究募集要項（案）について（資料 8）

### 4. 会員管理システムの本格稼働

#### 1) 会員管理システム導入に伴う会則の変更について（資料 9）

### 5. 2026 年度以降の学術集会の準備

#### 1) 第26回北日本看護学会学術集会

会期：2026年8月22日（土）・23日（日）

会場：仙台青葉学院大学 五橋キャンパス

会長：齋藤美華（仙台青葉学院大学看護学部 教授）

テーマ：「その人らしさ」を支える看護—地域共生社会における看護の専門性—

## 2025 年度研究奨励金交付について

## 1. 2025 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金について

募集期間：2025 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：2 件

審査期間：2025 年 7 月 4 日～7 月 14 日

採択件数：採択 2 件 下表

## 2025 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金審査結果

NO	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	園部 浩之	脳幹・視床神経膠腫で子どもを亡くした親から見た疾患に関連した親子間のコミュニケーション	採択	10 万円
2	鯨津 舞子	特別支援教育を受ける医療的ケア児の介護者視点の多職種連携支援の評価と関連因子	採択	10 万円

## 北日本看護学会研究奨励委員会規程（改正案）

### 第1条（名称）

本会を北日本看護学会研究奨励委員会と称する。

### 第2条（目的）

本会は北日本看護学会の事業の一として、看護実践の向上ならびに看護研究の推進のために研究費用の一部を交付し、研究成果により看護学の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（資金）

本会の資金として、当該年度の事業計画に基づく学会費の一部を研究奨励金に当てる。会計年度は、~~4月1日より翌年3月31日迄とする。~~

### 第4条（対象）

(1) 北日本看護学会会員として登録している者で、申請または推薦により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認められた者若干名とする。

(2) 研究責任者は(1)を満たす者で、共同研究者は全員北日本看護学会会員でなければならない。

(3) 推薦の手続きや様式は別に定める。

(4) 研究奨励金は対象研究課題の ~~1~~年間の研究費用に充当するものとして交付する。研究期間は原則として交付後から翌年度末までとし、研究費用は研究期間内に執行するものとする。

(5) 研究が継続され、更に継続して研究奨励金を希望する者は、改めて申請を行うこととする。

### 第5条（義務）

(1) この研究奨励金を受けた者は、奨励金交付後 ~~1~~年間の対象研究課題に関する成果業績結果を、奨励金交付の翌年度から2年以内に、次年度北日本看護学会学術集会において発表し、交付の翌年度から ~~後~~3年以内に北日本看護学会誌に論文等で投稿義務を負うものとする。

(2) 前項の学術集会発表と論文投稿はそれぞれ速やかに委員会に報告しなければならない。

### 第6条（罰金罰則）

研究奨励金を受けた者の負う義務を怠り、また北日本看護学会会員として、その名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、委員会が査問の上、交付した研究奨励金の全額の返還を命ずることがある。

### 第7条（委員会）

(1) 本会の運営、審査等の事業に当たり、北日本看護学会理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

(2) 委員会に委員長を置き、本会を統括する。

(3) 委員会は次の事項を掌務する。

①財産管理及び北日本看護学会理事長への会計報告

②①研究奨励金を交付する者の選考、決定、決定後の手続き及び理事長への報告

③②研究奨励金の交付を受けた者の義務履行の確認、及び不履行の査問、罰則適用の決定及び理事長への報告

④③研究奨励金を交付する者の選考及び交付を受けた者の義務履行については、別に定める。

### 第8条

委員会より報告を受けた事項は、北日本看護学会理事長が総会に報告する。

### 第9条

研究奨励金の募集要項は、委員会に於いて別に定め、会員に公告する。

### 附則

(1) 本規程は平成12年4月1日より発効する。

(2) 平成13年9月16日一部改正施行する。

(3) 平成26年8月30日一部改正施行する。

(4) 2019年9月7日一部改正施行する。

(5) 2025年7月または8月〇日一部改正し、2023年4月1日から適用する。

## 2026 年度奨励研究募集要項

### 1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル)。

### 2. 応募資格

申請する研究者、共同研究者ともに北日本看護学会会員であること。学会未入会の場合は、申請までに入会手続きを完了し、会員番号の通知を受けて申請する。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

### 3. 応募期間

2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日の間に必着のこと。

### 4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

### 5. 研究奨励委員会

研究奨励委員会は次の委員により構成される。

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| 委員長 | 沼澤 さとみ (山形県立保健医療大学看護学科)    |
| 委員  | 松田 友美 (山形大学大学院医学系研究科看護学専攻) |
| 委員  | 三浦 奈都子 (岩手県立大学看護学部)        |

### 6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より 1 件あたり 1 年間 10 万円以内の研究奨励金を交付する。採択件数は年間 3 件程度とし、申請は研究者 1 名につき 1 件までとする。

### 7. 応募書類は返却しない。

### 8. 研究奨励委員会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

[fellowship@njans.net](mailto:fellowship@njans.net)

(註 1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励委員会の助成によるものであることを明らかにする必要がある。

(註 2) この研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する成果業績結果を奨励金交付の翌年度から 2 年以内に次年度北日本看護学会学術集会において発表し、交付の翌年度から後 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負うものとする。(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 5 条(義務))。なお、この規程は 2025 年●月●日に改正され、2023 年 4 月 1 日から適用します。2026 年度の採択者の場合は、2028 年度までの学術集会で発表、2029 年度末まで投稿願います。

これらが確認できなかった場合は、研究奨励委員会が理事長に報告する。理事長が、必要と認めた場合には指導、助言を行うかもしくは罰則(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 6 条(罰則罰金))を適用することがある。

ホームページの修正とファイルの差し替え

申請の際に留意していただきたい事項

●研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する業績結果を次年度北日本看護学会学術集会において発表し、更に 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負います。

⇒ (上記(註 2)の内容に修正) 詳細は募集要項と委員会規程の PDF ファイルでご確認ください。

## 会員管理システム導入に伴う会則の変更について

変更前	<p>(会員の入会及び退会)</p> <p>第6条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会<u>入会申込書</u>を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に<u>文書</u>で申し出なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>特別の理由</u>がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。</p>
変更案	<p>(会員の入会及び退会)</p> <p>第6条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会<u>入会について</u>本会に<u>申し出</u>、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>2 退会しようとする者は、その旨を本会に申し出なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。</p>

## 2025 年度会計予算（案）

自 2025年4月1日

至 2026年3月31日

## 【収入の部】

項 目	2024年度決算	2025年度予算	備 考
1. 年会費	1,055,000	1,055,000	
(正会員)	1,055,000	1,055,000	211名
(学生会員)	0	0	0名
(賛助会員)	0	0	0名
2. 入会金	32,000	32,000	16名
3. 繰越金	5,641,832	4,097,183	
4. その他	115,371	100,000	
合 計	6,844,203	5,284,183	

## 【支出の部】

項 目	2024年度決算	2025年度予算	備 考
1. 学術集会補助金	1,000,000	1,000,000	
2. 研究奨励金	500,825	0	研究奨励委員会事業費へ
3. 印刷費	371,547	500,000	学会誌印刷等
4. 通信費	10,148	30,000	
5. 郵送費	2,335	55,000	会費納入通知等
6. 事務局運営費	38,869	160,000	
(システム利用料)	0	154,000	
(備品費)	0	0	
(事務用品費)	38,869	6,000	
(評議員改選費)	0	0	
7. 事業費	192,555	675,000	
(理事会)	0	15,000	
(評議員会)	0	0	
(編集委員会)	192,555	400,000	EM利用代金を含む
(研究奨励委員会)	0	210,000	研究奨励金を含む
(広報委員会)	0	50,000	HP利用料を含む
8. 人件費	344,200	184,000	
(事務作業委託費)	120,000	184,000	
(臨時雇用)	224,200	0	
(旅費等)	0	0	
9. 渉外	80,000	100,000	
10. 予備費	206,541	2,580,183	
11. その他	0	0	
小 計	2,747,020	5,284,183	
繰 越 金	4,097,183	0	
特別会計	0	0	
合 計	6,844,203	5,284,183	

## 北日本看護学会評議員名簿

地区(定員)	氏名	所属
北海道地区 (1名)	城丸 瑞恵	天使大学看護栄養学研究科
岩手地区 (2名)	相墨 生恵	岩手県立大学看護学部
	三浦 奈都子	岩手県立大学看護学部
宮城地区 (6名)	小林 淳子	仙台青葉学院大学看護学部
	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
	霜山 真	宮城大学看護学群
	高橋 和子	宮城大学看護学群
	竹本 由香里	宮城大学看護学群
	三上 千佳子	宮城大学看護学群
山形地区 (6名)	赤間 由美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	今田 志保	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	沼澤 さとみ	山形県立保健医療大学看護学科
	古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	松田 友美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	森鍵 祐子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻

(合計 15 名, 敬称略)

任期: 2024 年 8 月 6 日 ~ 2027 年総会

## 北日本看護学会理事・監事名簿

役割	人数	氏名	所属
理事長	1名	古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
副理事長	1名	高橋 和子	宮城大学看護学群
庶務	2名	○森鍵 祐子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
		赤間 由美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
編集	4名	○竹本 由香里	宮城大学看護学群
		霜山 真	宮城大学看護学群
		高橋 和子	宮城大学看護学群
		三上 千佳子	宮城大学看護学群
研究奨励	3名	○沼澤 さとみ	山形県立保健医療大学看護学科
		松田 友美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
		三浦 奈都子	岩手県立大学看護学部
広報渉外	2名	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
		古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
会計	2名	○相墨 生恵	岩手県立大学看護学部
		今田 志保	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
監事	2名	○城丸 瑞恵	天使大学看護栄養学研究科
		小林 淳子	仙台青葉学院大学看護学部

(○責任者，敬称略)

任期：2024年8月6日～2027年総会

## 北日本看護学会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

## (事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

## 第2章 目的及び事業

## (目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

## 第3章 会員

## (会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人または本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明した団体とする。

2 会員は正会員と学生会員及び賛助会員からなる。

3 学生会員は看護基礎教育課程に在籍する会員で、大学院生は含まない。

## (会員の入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

## (入会金および会費)

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## (会員の除名)

第8条 本会の会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

## 第4章 役員

## (役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 1名
  - (3) 理事 若干名(常任理事 10名)
  - (4) 監事 2名
  - (5) 評議員 若干名
- (理事長)

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

## (副理事長)

第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(理事)

第12条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(監事)

第13条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(評議員)

第14条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第15条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦により、評議員会で正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集会会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

## 第5章 会議

### (会議の種類)

第16条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励委員会

### (総会)

第17条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

### (理事会)

第18条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

### (評議員会)

第19条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

#### (編集委員会)

第20条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

- (1) 理事 3名
- (2) 評議員 2名
- (3) 正会員 相当数

3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

#### (研究奨励委員会)

第21条 研究奨励委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。

2 研究奨励委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

3 委員長は研究奨励委員会において互選し選出する。

4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

### 第6章 会計

#### (会計)

第22条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (入会金、会費)

第23条 会員の入会金は、2,000 円とする。

2 本会の年会費は、正会員 5,000 円、学生会員 3,000 円、賛助会員(1口)30,000 円とする。

### 第7章 会則の変更

#### (会則の変更)

第24条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

### 第8章 補則

#### (委任)

第25条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### (設立年月日)

第26条 本会の設立年月日は、平成9年8月30日とする。

### 附 則

1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。

2 本会設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 理事長 高橋みや子
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常任理事 8名

3 平成 10 年 8 月 29 日 一部改正施行する。

4 平成 11 年 8 月 28 日 一部改正施行する。

5 平成 12 年 8 月 25 日 一部改正施行する。

6 平成 18 年 8 月 19 日 一部改正施行する。

7 平成 25 年 8 月 31 日 一部改正施行する。

8 平成 26 年 8 月 30 日 一部改正施行する。

9 平成 30 年 8 月 26 日 一部改正施行する。